



NPO法人 G-net 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 G-net という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通2丁目1番地ペルルビル3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、起業家的・創造的人材の育成と、成熟社会における21世紀モデルというべきまちづくり(コミュニティデザイン)を、岐阜という日本の典型的な地方都市から成功事例(ロールモデル)として確立することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全育成を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に冠する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術振興イベント事業
- (2) インターンシップコーディネート事業
- (3) 社会システム構築を図るための評価、提言事業
- (4) 人材育成と社会システムのありかたを考えるための交流会事業
- (5) 活動内容を広く知らせ、啓蒙するためのメディア事業
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、維持会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 維持会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同しスタッフとして参画するために入会した個人
- (3) インターン会員 この法人の目的に賛同しインターン事業に参画するために入会した個人および団体

(4) SOHO会員 この法人の目的に賛同しSOHO支援事業に参画するために入会した個人および団体

(5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人および団体

(入会)

第 7 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を 1 ヶ月以上前に代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第三章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 15 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち 1 人を代表理事とし、2 人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 監事、次二項以外の理事は、総会において選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。

3 総会で選任された理事の数の半数までは、理事会の承認により理事に随時追加できる。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 法 20 条各号のいずれかに該当するものはこの法人の役員になることができない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(辞任)

第19条 役員は、書面での意思表示により辞任することができる。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内において、総会の議決に基づき、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第21条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第四章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、維持会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 維持会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した維持会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、維持会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した維持会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した維持会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 30 条 各維持会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない維持会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は日時・事項を指定した委任状をもって他の維持会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した維持会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する維持会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 その事業年度の会費等を未納の維持会員は納入まで表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会議の構成員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項 5 号の規定により、監査役から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の定足数は理事総数の 3 分の 1 とする。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事録については、この定款の第 31 条を準用する。

第五章 資産および会計

(構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

2 この法人の資産は、特定非営利活動に関わる事業に関する資産とする。

(管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第六章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した維持会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 維持会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、維持会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第七章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第八章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第九章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 秋元祥治

副代表理事 蒲勇介
理事 太田雅子
理事 加藤美奈
理事 國枝顕二郎
理事 田代達生
理事 所浩之
理事 星加武史
監事 加藤綾

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、入会金は当面徴収せず、年会費を正会員 2 万 4000 円、賛助会員は 5000 円（1 口）1 口以上とする。

以 上